

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成29年9月定例会

議案の 件名	議案第46号 交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する 条例等の一部を改正する等の条例	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
障がい者医療、老人医療、ひとり親医療、乳幼児医療の4つの医療費助成制度は、大阪府における 福祉医療費助成制度の核として府下市町村へ助成する形で運用されてきた。府下市町村においては、 府からの助成を受け、障がい者、老人、ひとり親、こどものいる家庭を対象とした医療のセーフティ ネットとしての重要な役割を担ってきたところである。		大阪府の各医療費助成事業費補助金交付要綱の改定に基づき、府下各市町村も同様に関連条例の改 廃を予定。				
〈政策等を必要とする背景〉		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
今般、大阪府の福祉医療費助成制度（障がい者、老人、ひとり親、乳幼児医療）において、精神障 がい者、難病患者、DV 被害者等への対象範囲を拡充するとともに、老人医療については、障がい者 医療との整理統合を図るために経過措置を設けた上で廃止し、一部自己負担については受益と負担の 関係から整理を行うとする医療制度の見直し（再構築）がなされたことに伴い、制度の運用主体であ る府下市町村において、関係条例を改廃するものである。		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈提案に至るまでの経緯〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
平成28年2月 大阪府福祉医療費助成制度に関する研究会における報告 平成29年3月 大阪府議会において関係条例等の改正 平成29年7月 本市条例改正に伴うパブリックコメントを実施		4 医療の対象者及び医療費の推移は、年々増加傾向にある中、今回の見直しにより、対象者の拡縮 を行うとともに、一定受益と負担の関係の整理を行い、制度維持を図ろうとするものである（ただし、 ひとり親家庭医療やこども医療の一部自己負担に関しては、各市の取組み状況等の観点などから、現 状通りとする。）。 ○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉		〈総合計画等の整合〉				
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ） かかりつけのお医者さんなど身近な医療機関があり安心できる 安心して子どもを産み育てることができる 子どもたちの未来に明るい希望がある				
平成29年7月10日から平成29年8月10日まで実施 結果：パブリックコメントによる意見はなし		○その他の計画（該当する場合のみ）				
		健やか部関連				
		計画名称				
		交野市 子ども・子育て支援事業計画				
		策定年度				
		平成27年3月				
		計画期間				
		平成27年度から平成31年度				
		〈政策等の実施時期〉				
		平成30年4月1日				
		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）
		福祉部 健やか部		障がい福祉課 子育て支援課		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 ・ 交野市福祉医療費助成制度（障がい者、老人、ひ とり親、こども医療）の改正条例（案）の概要 ・ 新旧対照表

交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例について

1. 条例改正の目的

大阪府における障がい者・老人・ひとり親家庭・乳幼児への医療費助成制度が福祉医療費助成制度の再構築という形で見直されたことに伴い、市の医療費助成制度に係る条例の改廃が必要となったため

2. 条例改正の内容（主なもの）

○障がい者医療費助成

- ・難病患者や訪問看護などへの対象範囲の拡大
- ・自己負担額の引き上げ

○ひとり親家庭医療費助成

- ・DV 被害者や訪問看護などへの対象範囲の拡大
- ・自己負担額の現状維持

○子ども医療費助成

- ・訪問看護への対象範囲の拡大
- ・自己負担額の現状維持

○老人医療費助成

- ・助成制度そのものは廃止するも、対象者の一部については他の医療費助成制度へ移行（経過措置あり）

など

3. 施行日

平成30年4月1日

4. その他

別紙資料参照

交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例

大阪府

今後も持続可能な福祉医療費助成制度とする観点から、対象者等の選択と集中、受益と負担の適正化を図るため、制度を再構築（平成30年4月1日施行）

各市町村

福祉医療制度（障がい者、老人、乳幼児、ひとり親医療）における大阪府の補助金交付要綱が改正されることに伴い、医療費助成関係条例の改廃を行うもの

大阪府の福祉医療費助成制度の再構築により、本市としてこれに準ずる見直しを図る必要がある

福祉医療費助成制度改正のポイント

3 医療費助成制度 共通

障がい者医療費助成制度（改正条例第1条関係）

- ①「交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例」に改正
- ②精神障害者保健福祉手帳1級所持者、難病法の助成対象者のうち、障がい年金1級（または特別児童扶養手当1級）該当者に対象を拡大（条例第2条第1項第3号、第4号関係）
- ③一部自己負担額において
 - ・ 院外調剤について自己負担を導入。
 - ・ 1医療機関あたりの月額上限（月2回限度）を廃し、入院、通院、院外調剤それぞれで1医療機関あたり1日500円限度とする。
 - ・ 月額上限額を2,500円から3,000円に引き上げる。（施行規則）

- ①通院のみを対象とする自立支援（精神通院）医療との整合性を欠くとともに、入院の長期化を助長する懸念があり、地域生活への移行促進の観点から見ても課題があることから、精神病床への入院に係る給付は対象外とする。（ただし、平成30年3月31日時点での対象者は3年間の経過措置）（交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例附則関係、交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例3条関係、交野市こどもの医療費の助成に関する条例第4条関係）

- ②現行の福祉医療制度では療養の給付となる医療機関が行う訪問看護は助成対象となるが、訪問看護療養費となる訪問看護ステーションが行う訪問看護は対象外となっている。供給元の違いにより、同じ訪問看護においても差異が生じていることから、これらを是正するべく対象とするものである。（交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例第3条関係、交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例3条関係、交野市こどもの医療費の助成に関する条例第2条関係）

ひとり親家庭医療費助成制度（改正条例第2条関係）

- ①裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者もひとり親家庭医療費助成制度の対象とする。（施行規則）
- ②老人医療費助成制度の廃止に伴い、65歳以上のひとり親家庭医療対象者はひとり親家庭医療において対象とする。（条例第2条関係）
- ③医療証の優先順位の撤廃。（条例第2条関係）
- ④子育て世帯への配慮として、一部自己負担額については現状維持とする。（施行規則）

老人医療費助成制度（改正条例第4条関係）

- ①交野市老人医療費の助成に関する条例を廃止。
- ②老人医療費助成制度の廃止に伴い、うち65歳以上の重度障がい者は、改正後の障がい者医療費助成制度の対象とする（廃止前の規定において、ひとり親家庭医療対象者を除く難病、結核、精神通院医療の対象者で、平成30年3月31日時点での対象者については3年間の経過措置を設ける）。（条例附則関係）

こども医療費助成制度（改正条例第3条関係）

- ①医療証の優先順位の撤廃。（条例第3条関係）
- ②子育て世帯への配慮として、一部自己負担額については現状維持とする。（施行規則）

○条例の施行日 平成30年4月1日

交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度障がい者</u> に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もつて<u>重度障がい者</u> の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、交野市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）<u>若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その<u>障がい程度</u>が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者</p> <p>(2) 規則で定める判定機関（以下「判定機関」という。）にお</p>	<p style="text-align: center;"><u>交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>身体障害者及び知的障害者</u>に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もつて<u>身体障害者及び知的障害者</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、交野市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）<u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号の一に該当するものとする。</u></p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その<u>障害程度</u>が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者</p> <p>(2) 規則で定める判定機関（以下「判定機関」という。）にお</p>

新	旧
<p>いて知的障がいの程度が重度であると判定された者</p> <p>(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当する者</u></p> <p>(4) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障がいの程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者（その障がいの程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障がい児のうち、その障がいの程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者</u></p> <p>(5) <u>身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障がいの程度が中度であると判定された者</u></p> <p>2 対象者のうち、次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者</u> _____ <u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住</u></p>	<p>いて知的障害の程度 が重度であると判定された者</p> <p>(3) <u>身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度 が中度であると判定された者</u></p> <p>2 対象者のうち、次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住</u></p>

新	旧
<p>帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、<u>国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。_____）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。）</u>（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</p> <p>(4) <u>廃止前の交野市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第38号）により医療証の交付を受けている者</u></p> <p>—</p> <p>(5) <u>交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）又は交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）により医療証の交付を受けている者</u></p> <p>3. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又</u></p>	<p>帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、<u>国民健康保険法又は社会保険各法の規定_____により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。以下「世帯主等」という。）又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員（被保険者若しくは組合員であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）</u>（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</p> <p>(4) <u>交野市老人医療費の助成に関する条例_____（昭和46年条例第38号）による老人医療費の支給を受けることができる者</u></p>

新	旧
<p><u>は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であつて、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。</u></p> <p>（所得制限）</p> <p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得（各年の1月から6月まで<u>に新たに適用を受けようとする者</u>にあつては<u>前々年の所得。以下同じ。</u>）が、規則で定める額を超える者は、対象としない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災<u>その他</u>これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、<u>同項の規定は適用しない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の</p>	<p>（所得制限）</p> <p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年_____（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けることになる者）にあつては、<u>前々年の所得</u>が、規則に定める額を超える者は、対象としない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災、<u>その他</u>これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者_____がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日まで、<u>前項の規定</u> _____は適用しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の</p>

新	旧
<p>計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額以下になる者<u>は</u>除く。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、<u>国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費</u> <u>について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)</u>における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について<u>他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができる</u>とき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したとき。</u></p> <p>(4) <u>その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。</u></p> <p>3 <u>医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定によ</u></p>	<p>計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額以下になる<u>ものは</u>除く。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について<u>国民健康保険法又は社会保険各法</u> <u>の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費</u><u>、家族療養費及び特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)</u>について保険給付が行われた場合(食事療養及び生活療養に係る給付を除く。) における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、<u>国</u> <u>又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき</u> <u>。</u></p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p><u>る助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによつて行ふ。ただし、第5条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</u></p> <p><u>（医療証の申請）</u></p> <p><u>第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。</u></p> <p><u>（助成の適用）</u></p> <p><u>第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があつた日から適用する。</u></p> <p><u>2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定に関わらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障がい程度の判定をされた者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付さ</u></p>	<p><u>（助成の適用）</u></p> <p><u>第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があつた日から適用する。</u></p> <p><u>（申請）</u></p> <p><u>第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>れる者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を越えて遡及することはできない。</u></p> <p>（医療証の提示）</p> <p><u>第6条</u> 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、<u>大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用</u>を受けようとするときは、<u>当該医療機関に医療証を提示しなければならない。</u></p> <p>（損害賠償との調整）</p> <p><u>第7条</u> 市長は、<u>受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、</u>第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</p> <p>（届出義務）</p>	<p>（医療証の交付）</p> <p><u>第6条</u> 市長は、<u>前条の申請があつたときは、その資格を審査し、医療証を交付する。</u></p> <p>（医療証の提示）</p> <p><u>第7条</u> 医療証の交付を受けた者が、<u>市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養を受けようとするときは、医療証</u>を提示しなければならない。</p> <p>（助成の方法）</p> <p><u>第8条</u> 医療費の助成は、<u>第3条の規定による助成額に相当する金額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、第5条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</u></p> <p>（損害賠償との調整）</p> <p><u>第9条</u> 市長は、<u>対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</u></p> <p>（届出義務）</p>

新	旧
<p><u>第8条 受給者</u> は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>（譲渡等の禁止）</p> <p><u>第9条（略）</u></p> <p>（不正利得の返還）</p> <p><u>第10条</u> 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。</p> <p>（事実の調査）</p> <p><u>第11条</u> 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>（報告等）</p> <p><u>第12条</u> 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。</p>	<p><u>第10条</u> <u>医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>（譲渡等の禁止）</p> <p><u>第11条（略）</u></p> <p>（不正利得の返還等）</p> <p><u>第12条</u> 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。</p>

新	旧
<p><u>(助成の制限)</u></p> <p><u>第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p>

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に居住地を有する者であつて、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に居住地を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____のうち、次の各号_____に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p>(3) <u>廃止前の交野市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第38号）の規定により医療証の交付を受けている者</u></p> <p>(4) <u>交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）又は交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年10月25日条例第23号）の規定により医療証の交付を受けている者</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者又は同法第24条の2第1項に規定する指定___障害児施設等に入所若しくは入院している者（通所している者を除く。）</u> （医療費の支給）</p>	<p>(2) <u>交野市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第38号）___の規定による医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>(3) <u>交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）の規定による医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>(4) <u>児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等に入所又は入院している者（通所している者を除く。）</u> （医療費の支給）</p>
<p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、___ ___国民健康 保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定 による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、 特別療養費___ ___、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付 が行われた場合（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病 床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額の うち、対象者等___ ___ ___</p>	<p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、規則で定める社会保 険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は国民健康保 険法___の規定 による療養の給付、保険外併用療養費、療養費___、 特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを 除く。）及び家族療養費___について保険給付が 行われた場合（食事療養及び生活療養___ ___に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額の うち、対象者（国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯 主若しくは組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被 保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは 加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。））</p>

新	旧
<p>が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成しない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき</u></p> <p>(4) <u>その他市長が不適当と認める事由が生じたとき</u></p> <p>3 <u>医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に支払うことによつて行う。ただし、次条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費及び市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</u></p> <p>(助成の開始)</p> <p>第5条 ひとり親家庭医療費の助成は、前条の規定による申請のあつ</p>	<p>が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成しない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>3 <u>市は、対象者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、ひとり親家庭医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該契約医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、ひとり親家庭医療費の助成があつたものとみなす。</u></p> <p>(助成の開始)</p> <p>第5条 ひとり親家庭医療費の助成は、前条の規定による申請のあつ</p>

新	旧
<p>た日 _____ から開始する。ただし、その助成の適用は、<u>当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第6条 医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、<u>大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関等に医療証を提示しなければならない。</u></p> <p>(事実の調査)</p> <p>第11条 市長は、<u>資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。</u></p> <p>(報告等)</p> <p>第12条 市長は、<u>助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。</u></p> <p>(助成の制限)</p> <p>第13条 市長は、<u>助成を受ける者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。</u></p>	<p>た日の属する月の初日から開始する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第6条 医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、 _____、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、<u>契約医療機関等に医療証を提示しなければならない。</u></p>

新	旧
(委任) 第14条 (略)	(委任) 第11条 (略)

交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療費 規則で定める医療の保険に関する各法律(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「入院等」という。))と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。)又は保険外併用療養費、特別療養費及び療養費若しくは家族療養費の支給の対象となる医療費をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費(食事療養費を除く。)の助成を受けることができない。</p> <p>(1) <u>交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号)により医療費の助成を受けている者</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療費 規則で定める医療の保険に関する各法律(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「入院等」という。))と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。)又は保険外併用療養費、特別療養費<u>(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)</u>及び療養費若しくは家族療養費の支給の対象となる医療費をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費(食事療養費を除く。)の助成を受けることができない。</p> <p>(1) <u>交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号)により医療費の助成を受けるこ</u></p>

新

- (2) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）により医療費の助成を受けている者
(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者に対して次の各号に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、自己負担費用（被保険者又は組合員に対して保険者又は組合から家族療養附加金が支給される場合又は法令の規定により対象者に対し国又は地方公共団体から自己負担費用について医療に関する給付が行われた場合は、その額を控除した額とする。以下同じ。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

(1) 社会保険に関する法律又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われたとき。ただし、精神病床への入院に係る給付を除く。

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けるとき

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共

旧

とができる者

- (2) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）により医療費の助成を受けることができる者
(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者に対して次の各号に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、自己負担費用（被保険者又は組合員に対して保険者又は組合から家族療養附加金が支給される場合又は法令の規定により対象者に対し国又は地方公共団体から自己負担費用について医療に関する給付が行われた場合は、その額を控除した額とする。以下同じ。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

(1) 医療保険各法の規定により、療養の給付又は食事療養費、保険外併用療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び療養費若しくは家族療養費の支給を受けたとき。

(2) (略)

新	旧
<p><u>済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき</u></p> <p><u>(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき</u></p> <p><u>(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき</u></p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第6条 前条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者の保護者は、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「<u>医療機関</u>」という。）において対象者が診療を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 対象者に対する医療費の助成は、助成すべき額を<u>医療機関</u>に支払うことにより行う。ただし、市長が必要と認めるときは、当該対象者の保護者からの申請に基づき、助成すべき額を当該対象者の保護者に支払うことができる。</p>	<p>(医療証の提示)</p> <p>第6条 前条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者の保護者は、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「<u>契約医療機関</u>」という。）において対象者が診療を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 対象者に対する医療費の助成は、助成すべき額を<u>契約医療機関</u>に支払うことにより行う。ただし、市長が必要と認めるときは、当該対象者の保護者からの申請に基づき、助成すべき額を当該対象者の保護者に支払うことができる。</p>